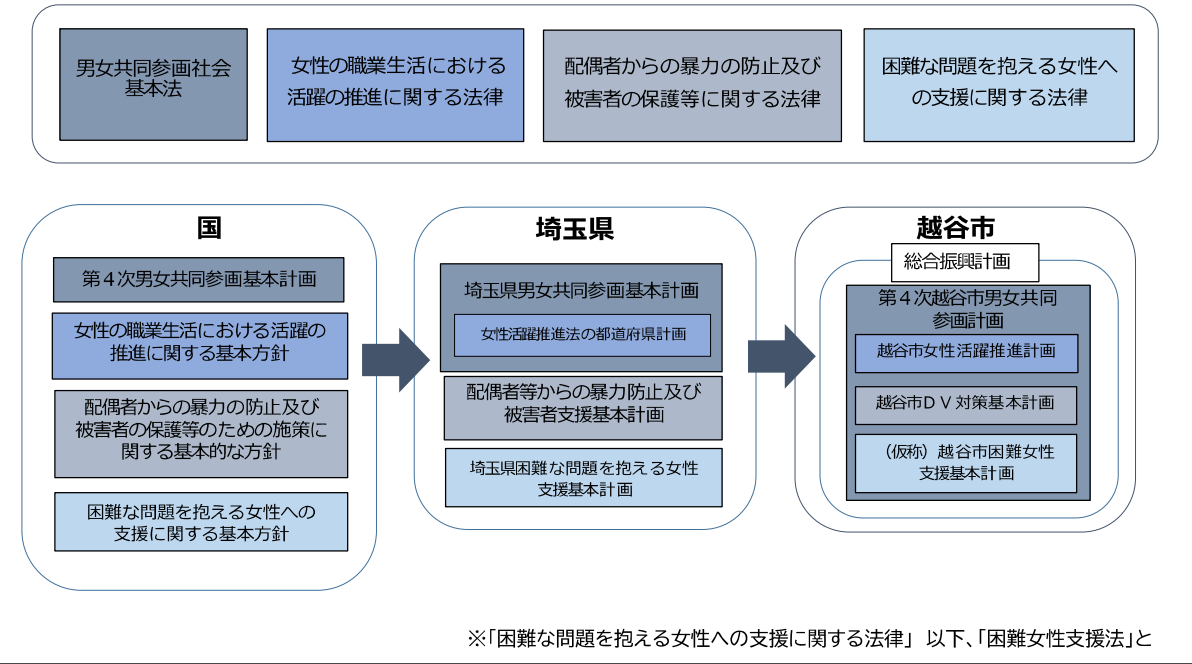


第4次越谷市男女共同参画計画改定基本方針(概要版)

1. 計画改定の趣旨

本市では、令和3年(2021年)3月に第4次越谷市男女共同参画計画(令和3年度～令和12年度)を策定し、男女共同参画社会の
日点に向けた施策に取り組んできました。この間、令和2年(2020年)に始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、社会情勢
は大きく変化しました。
また、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことから、新法及び社会情勢の変化に対
応した男女共同参画施策を推進するため、計画の中間年度及び後期実施期計画がスタートとなる令和8年度(2026年度)に向け、
計画の見直しを図るものです。

2. 計画策定の位置付け



3 計画の期間・構成

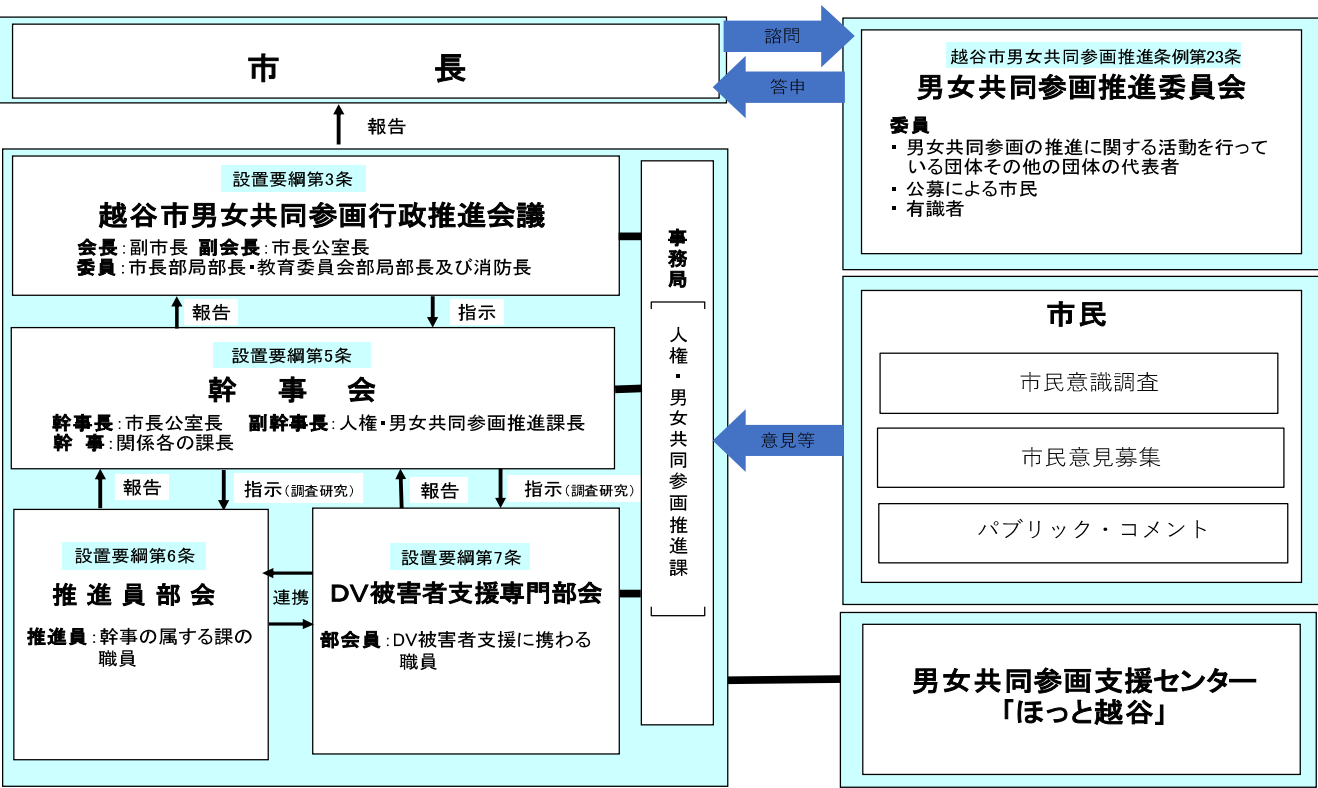
第5次越谷市総合振興計画と連動し、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とし「基本計画」「実施
計画」で構成します。(1)「基本計画」は、男女共同参画社会を実現するため、施策を体系化しその方策を示すものです。
(2)「実施計画」は、基本計画の基本的施策を実施するため、具体的事業を示すものです。
なお、「実施計画」は、前期(令和3年度～7年度)と後期(令和8年度～12年度)の調整をし、整合性を図 るものとします。
また、社会情勢の変化をはじめ計画の進捗状況や総合振興計画の実施計画の進捗状況などにより、この計画期間においても、
随時内容を精査し、必要に応じて見直しを検討します。

年 度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本計画										
実施計画	前期									
	後期									

【参考】第5次越谷市総合振興計画 令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)

年 度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本構想										
基本計画	前期									
	後期									
実施計画 第1期										
前期 第2期										
実施計画 第1期										
後期 第2期										

4. 計画改正の体制



<行政推進会議>

危機管理監
総合政策部長
行財政部長
総務部長
市民協働部長
福祉部長
地域共生部長
子ども家庭部長
保健医療部長
環境経済部長
建設部長
都市整備部長
市立病院事務部長
教育総務部長
学校教育部長
消防長

別表1(第3条関係)

<幹事会>

総合政策部	危機管理室長
行財政部	政策課長
総務部	行政管理課長
市民協働部	人事課長
市民協働部	市民活動支援課長
福祉部	市民課長
福祉部	福祉総務課長
福祉部	生活福祉課長
地域共生部	地域共生推進課長
地域共生部	地域包括ケア課長
子ども家庭部	子ども施策推進課長
子ども家庭部	こども家庭センター長
保健医療部	健康づくり推進課長
環境経済部	経済振興課長
建設部	道路総務課長
都市整備部	都市計画課長
市立病院事務部	庶務課長
教育総務部	生涯学習課長
学校教育部	指導課長
消防局	消防総務課長

別表2(第5条関係)

<推進員部会>

総合政策部	危機管理室
行財政部	政策課
総務部	行政管理課
市民協働部	人事課
市民協働部	市民活動支援課
福祉部	福祉総務課
地域共生部	地域共生推進課
子ども家庭部	子ども施策推進課
保健医療部	健康づくり推進課
環境経済部	経済振興課
建設部	道路総務課
都市整備部	都市計画課
市立病院事務部	庶務課
教育総務部	生涯学習課
学校教育部	指導課
消防局	消防総務課

別表3(第6条関係)

<DV被害者支援専門部会>

市民協働部	市民課
福祉部	生活福祉課
福祉部	障害福祉課
地域共生部	地域包括ケア課
子ども家庭部	子ども福祉課
子ども家庭部	保育入所課
子ども家庭部	青少年課
子ども家庭部	こども家庭センター
保健医療部	健康づくり推進課
保健医療部	国保年金課
環境経済部	保健総務課
環境経済部	経済振興課
市立病院事務部	医事課
市立病院事務部	学務課
学校教育部	指導課
学校教育部	教育センター

別表4(第7条関係)

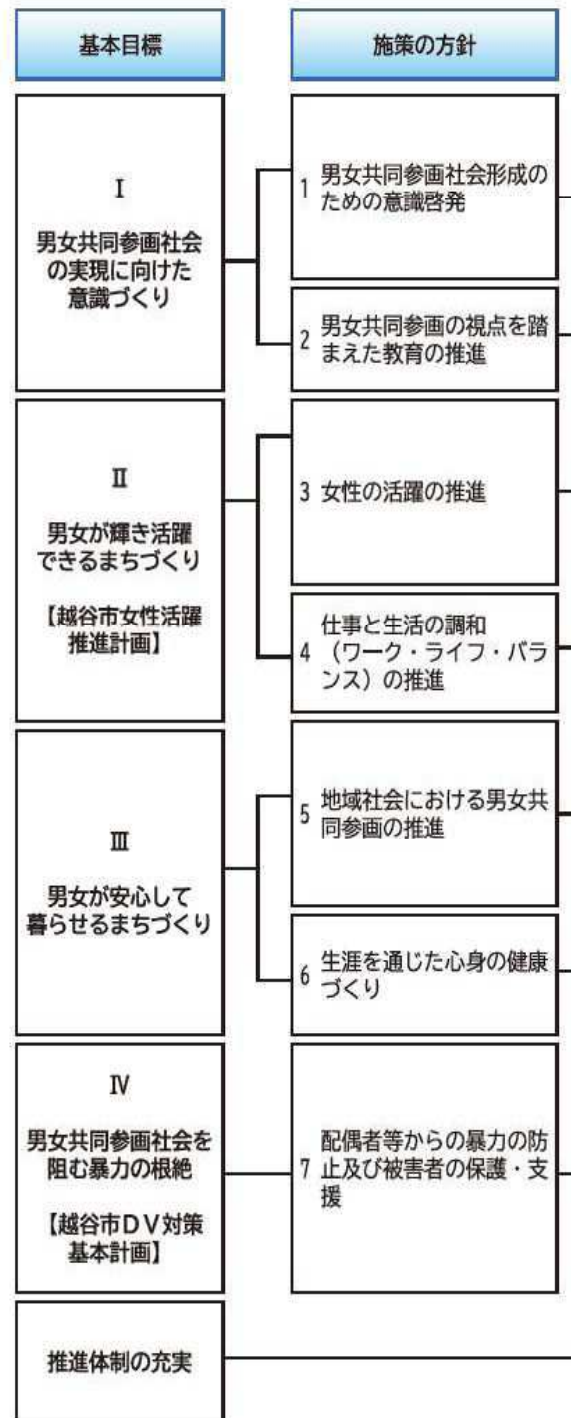
5. 計画策定に向けての検討項目

策定基本方針に基づき、男女共同参画推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成していますが、現段階において検討すべき課題は以下のとおりです。
(1)現行では審議会等における女性委員の割合を、令和12年度までに35%とすることを目標値として掲げています。しかしながら、国や県の計画における目標値は40%とされて
いることから、目標値の見直しと、目標達成に向けた取組強化が必要となります。
(2)(仮称)越谷市困難な問題を抱える女性支援計画を着実に進めるため、組織体制の見直しも含めた体制整備が必要となります。

現行

男女共同参画社会を進める

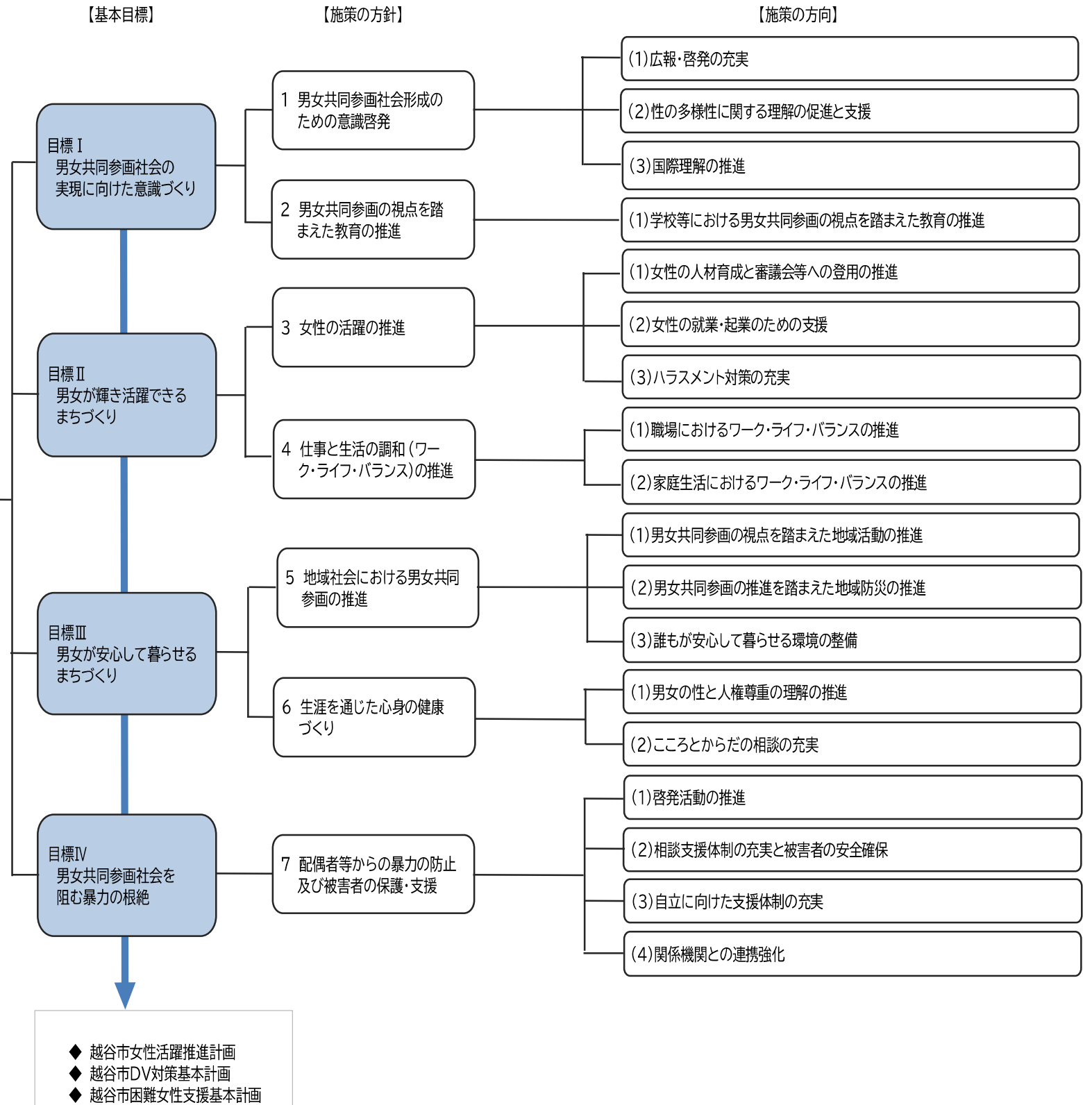
誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして



改正案

男女共同参画社会を進める

誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会をめざして



第4次越谷市男女共同参画計画 改定スケジュール

		令和6年度（2024年度）												令和7年度（2025年度）											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
		準備期間				素原案の作成・調整期間						素案の作成期間				素案の公表・調整期間				諮問・答申			案の審議・承認	印刷	
審議会	男女共同参画推進委員会	8/8 第1回 困難な問題を抱えた女性への対応に関する法律施行へ 第2回 計画原案審議 第1回 委員の委嘱 第2回 ②計画素案審議 ①年次報告書の審議 ①市長決裁後、公表 第3回 諮問・審議 第4回 答申																							
		7/18 第1回 困難な問題を抱えた女性への対応に関する法律施行へ 改定基本方針（書面回議） 第2回 計画原案審議 第1回 計画素案審議 第2回 ②計画素案審議 ①R6年次報告書の審議 第3回 ②後期実施計画の審議 ①パブコメ結果および修正案 3月中旬 第4回 答申を踏まえた計画案、実施計画の審議																							
		7/2 第1回 困難な問題を抱えた女性への対応に関する法律施行へ 改定基本方針（書面回議） 第2回 計画原案審議 第1回 計画素案審議 第2回 ②計画素案審議 ①R6年次報告書の審議 第3回 ②後期実施計画の審議 ①パブコメの結果および修正案 3月中旬 第4回 答申を踏まえた計画案、実施計画の審議																							
		推進員部会、DV専門部会、関係各課との調整 部会 第2回 計画原案審議 関係各課 後期実施計画調査意見 作成依頼 R6年次報告書 ヒアリング 関係各課 R6年次報告 ヒアリング 部会 第1回 計画素案審議 関係各課 後期実施計画調査調整 部会 第2回 素案の修正 パブコメの回答調整 3月下旬 基本計画・第一期実施計画決定（市長決裁）																							
		改定基本方針（市長決裁） 行政推進会議の審議に沿って案を修正し、パブコメ実施（市長決裁） 行政推進会議の審議に沿って案を修正し、案の決定（市長決裁） 案【確定】 パブコメの実施 9/1～9/30 パブコメの公表 ほつと越谷登録団体に意見聴取の通知発出 印刷・製本・発行																							